

工事における現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

3 実施方法

- (1) 発注者は、特記仕様書により現場環境改善費の内容を明示する。
- (2) 受注者は、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計5つの内容を実施する。
- (3) ただし、地域の状況・工事内容により、組合せ、実施項目数及び実施内容について、(2)によらず変更できるものとする。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合も監督職員と協議する。
- (4) 受注者は、具体的な実施内容、実施期間を工事打合せ簿により監督職員に提出する。
- (5) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出する。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

- ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
- イ 費用が巨額となるため現場環境改善费率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

- ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善费率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」+支給品費+官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：P _i	現場環境改善费率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5億円以下の場合 $i = 261.7 \cdot P_i^{-0.3279}$
	5億円を超える場合 0.37

イ 率に計上されるものは、別表一1の実施する内容のうち、原則として、各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。なお、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

6 留意事項

- (1) 現場環境改善費として設計計上する内容は、工事成績評定（5.1 創意工夫、6.1 地域への貢献等）の加点対象としない。
- (2) 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、評価や費用計上の対象としない。
- (3) 事例は別表一2を参考とすること。ただし別表一2に掲載がなくても趣旨に沿う内容であれば評価してもよい。
- (4) 受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、これを認め、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止める。また、実施計画書により実施予定だった内容の一部または全部を取り止め、実施内容が現場環境改善費の計上条件に不足する場合も同様に取り扱う。

7 特記仕様書等について

「特記仕様書記載例」を参考として適用する。

【別表－1】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

【別表－2】

計上項目	実施する内容の事例
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道施設設置 ・緑化プランターの設置 ・バリケード、現場事務所にイルミネーションを設置 ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置 ・人工芝や化粧パネルを使用した見学路を設置 ・昇降用モノレールの設置 ・斜路通行用にステップ階段を設置 ・太陽光発電の使用 ・LED照明の使用 ・防音・防塵・防震施設の設置
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置 ・現場事務所に温水シャワー設備を設置 ・個人ロッカー付更衣室の設置 ・エアコン付き誘導員休憩所の設置 ・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置 ・加湿器・空気清浄機の設置
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラクターバリケードの設置 ・盜難防止の対人センサーライト、警報機の設置 ・監視カメラの設置 ・ジェットヒーターの設置 ・冷暖房施設の設置 ・ミストファンの設置 ・簡易テント及び移動式エアコンの設置 ・大型扇風機の設置
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・農家との調整 ・<u>地域の清掃活動に参加</u> ・<u>現場周辺の清掃、草刈を実施</u> ・完成予想図を現場に掲示 ・工法説明図を現場に掲示 ・工事の週間及び全体工程を現場に掲示 ・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布 ・イラスト付きや工事PR看板を設置 ・工事パンフレットの配布 ・工事見学会の開催 ・職場体験会の実施 ・防犯パトロールに参加

※ __ は工事成績評定において加点するケースが多いため、重複しないよう留意する。

特記仕様書例

第〇章 その他

○ 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。
- (4) なお、現場環境改善費にかかる内容を実施出来ない場合も、監督職員に工事打合せ簿により申し出ること

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
營繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

「工事における現場環境改善費の積算要領」に関するQ & A

令和5年7月版

Q 1 : 4 積算方法 イ に内容の選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良いとあるが、実施しない項目があるてもよいのか。

A 1 : 現場環境改善費を設計計上する場合は、別表－1に示す計上項目（仮設備関係、營繕関係、安全関係、地域連携）の4項目から最低1内容ずつ、いずれかの計上項目のみ2内容の、合計5内容を実施することを原則としますが、地域の状況・工事内容により、実施しない項目があることも認めます。ただし、実施内容は、各項目の実施内容の合計が5以上である必要があります。

(設計計上の対象/対象外の例)

計上項目	実施内容数		
仮設備関係	2	1	1
營繕関係	1	0	1
安全関係	1	1	1
地域連携	1	3	1
計	5	5	4
現場環境改善費の対象の有無	対象	<u>対象</u>	<u>対象外</u>

Q 2 : 現場環境改善費として実施予定だった内容について、発注者に工事打合せ簿により提出したのちに、受注者の都合により実施を取りやめた。実施を取りやめしたことによる罰則（ペナルティー）はあるか。

A 2 : 取りやめしたことによる罰則（ペナルティー）はありませんが、設計計上の対象とはなりません。また、取りやめた場合も、監督職員に速やかに工事打合せ簿にて報告してください。

Q 3 : 現場環境改善費として設計計上する内容は、工事成績評定（5.1 創意工夫、6.1 地域への貢献等）の加点対象としないとあるが、どういうことか。

A 3 : 例えば、地域の清掃活動に参加した実績を、工事成績評定(6.1 地域への貢献等)において加点評価する場合は、現場環境改善費の実施内容としては認められません。現場環境改善費を設計計上するには、その他の実施内容を5つ実施する必要があります。

Q 4 : 1工事の中に複数施工箇所がある場合は、どのように設計計上の可否を判断するのか。

A 4 : 農村整備課技術管理班と協議願います。